

中部交通スペシャリスト会合について

中部運輸局
交通政策部 交通企画課
令和6年9月

中部交通スペシャリストの背景

- ・ R5年の地域交通法等の改正により、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」の加速化に向けた取組が求められており、「鉄道の再構築協議会」の制度や「鉄道・タクシーの協議運賃制度」等が創設・拡充されたところ。
- ・ このようにモード横断で制度メニューが拡充し、法定協議会等の役割が大きくなっている中、専門知識を有し地域公共交通政策へ伴走支援ができるスペシャリストの存在は必要不可欠。
- ・ 今般、H29年に創設した地域交通マネージャー制度を発展させ、中部の地域交通に熱意のある運輸局管内の有識者、地域公共交通会議の委員及び運輸局職員等からなる『中部交通スペシャリスト』会合を発足する。

中部交通スペシャリスト会合

○会合の目的

- ・ 地域交通に関する事例研究
- ・ 地域交通に関する連携（ネットワーク）づくり
- ・ 地域交通に携わる人材のスキルアップ、人材育成

○スペシャリストの資格

- ①：中部運輸局管内で勤務（大学・交通関係事業等）
- ②：現在、中部運輸局管内の地域公共交通会議等の「委員」として就任

- ・ ①、②の両方を満たす方、または中部運輸局職員
- ・ ①または②を満たしている方のうち、スペシャリスト（運輸局職員を除く）から推薦のあった方（ただし、民間企業等（個人事業主を含む）の公共交通関係部署で5年以上従事し、過去3年以内に実績のある方、または、大学等に所属する方に限る。）

○定例会合は毎年9月に開催する。

スペシャリストの推薦により、ゲストが参加することができる。